

令和2年4月24日

L P ガスご利用のお客様へ

株式会社鈴憲商店

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
ガス料金等の支払期日に関する特別措置について

平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

首題の件ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にガス料金等公共料金の支払いが困難となるお客様に対し、経済産業局からガス料金の支払期日猶予の要請を受けております。この要請を受け、下記の通り特別措置を講じることといたしましたのでお知らせします。

記

■特別措置の内容

以下に該当するガス料金等の支払期日をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

令和2年4月検針分

令和2年5月検針分

■特別措置適用対象

以下①②の全てに該当し、当社にお申し出のあったお客様に特別措置を適用致します。

- ① 当社とL P ガス供給についてご契約いただいているお客様。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により「生活福祉資金貸付制度」の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の貸付を受けられているお客様。

■お問い合わせ先

株式会社鈴憲商店 022-354-3165

■ご参考までに

経済産業省HP

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html>

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

厚生労働省HP

「新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でのお悩みの皆さまへ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上